

ひょうご農地・水ニュース

多面的機能支払制度が創設されてから5年が経過し、今年度は県下の大多数の組織が新たな5年間の活動をスタートさせています。

今号では、県下で初の1町1組織の広域組織の設立や草刈り作業のアンケート結果、及び事務簡素化に向けた支援システムなどをご紹介します。

● ● ● ● CONTENTS ● ● ● ●

- P.2～3 佐用町水土里会設立
- P.4～5 草刈作業のアンケート結果について
- P.6 「多面的機能支払事務支援システム」のご紹介
- P.7 お知らせ
- P.8 ため池管理保全法の制定とため池保全条例の改正

兵庫県多面的機能発揮推進協議会
ホームページ



<http://hyogo-nouchimizu.com/>



6月12日、佐用町役場にて、既存の68組織が参加する広域組織「佐用町水土里会」の代議員による設立総会が開催されました。県下初の1町1組織となった「佐用町水土里会」の設立の経緯や具体的な体制等、会長を務める小林氏にお話を伺いました。

広域化で書類の簡素化を実現

— 組織の概要と事務局の体制について教えてください。

町内の既存組織68組織で広域化を実現しました。事務局は専任の事務局長（町の再任用職員）と、町の職員2名が兼務しています。事務局運営費は、交付金から5%としています。事務局長の経費は、町が全額負担しています。

— 交付金はどのように管理しますか。

各組織の交付金は、事務局管理型と集落管理型があり、事務局管理型では月2回、使用した分を精算払いします。原則は事務局管理型をお願いしていますが、経過措置として、交付金を自分たちで管理する集落管理型も認めています。現在、54組織が事務局管理型で、14組織が集落管理型となっています。

— 事務局管理型を選択している場合、事務局に提出する書類は簡易なものですか。

独自の簡易な書類を提出してもらうので、これまでのものよりだいぶ簡単になっています。また、手書きも可能で、それを事務局でデータ入力します。

これまでの活動を尊重し、ルールを細かく決めすぎない

— 日当に関して、単価は統一せずに上限額のみ決めているとのことですが。

将来的には統一したいが、組織によって非常にバラツキがあり、なかなか難しいと思われます。時間当たりの上限額はありませんが、一日8千円までとし、各組織には常識的な範囲で金額設定するようお願いしています。

— 機械の賃借料単価は？

例えば、機械・燃料込みで1時間千円と決めている組織もあれば、労力に対して千円で草刈機を2百円で借り上げるなど、こちらも組織によって異なります。これまでの活動の蓄積があるので、それをここで一律にするのは無理な話。そこを細かく決めてしまうと、68組織で設立総会を迎えることはできなかっただろう。まずはなるべくスムーズに広域化してスタートさせたかったので、各組織のこれまでの取り決めをできるだけ尊重しています。今後、改善できるところは徐々に改善していきます。

— これまで長寿命化活動に取り組んでいなかった組織も、広域化したことでの取り組むことになったのでしょうか。

これまで町内の長寿命化活動は33組織のみでしたが、広域化を機に既存の全組織が取り組みます。各組織から要望を聞いているので、優先順位を運営委員会で決定して、交付金を配分していきます。



- 交付金の流用というのが広域化のメリットの一つでもあります、それを理解してもらうのはなかなか難しいですよね。

最初はそこを理解してもらえず、広域化に参加しないという組織もあったが、きちんと説明していくと理解していただけました。お金の問題なので、声の大きなところへお金が集中するというようなことは最初から無にして、運営委員会で公平に決めていきたいです。今まで長寿命化をやっていた組織が手を挙げたときには、そちらを優先してあげる、という気持ちも大事だと思います。

根本は「自分たちで自分たちの集落をどう守るか」ということ

- 広域化するにあたって、会長がリーダーシップをとられたのでしょうか。

ずっと早くやったほうがいいと言っていました。佐用町としても、研修や先進地視察などで広域化のメリットを理解し、広域化を進めていくこととなりました。昨年9月の交付申請時にそれぞれの活動組織に意向を尋ねたところ、反応が悪くなかったというのもあります。

- 町全体、行政側と組織側、双方の理解があったからですね。

根本は、自分たちで自分たちの集落をどう守っていくか、ということ。それを各集落の役員が気付き、日頃から住民に伝えているか。そういうリーダーも必要です。広域化することで今後、各集落の取り組みが見えてきます。場合によっては「ここは誰かリーダーが必要だ」というのもわかってきます。

- そもそも活動する人間がないから解決できない、という話もよく耳にします。

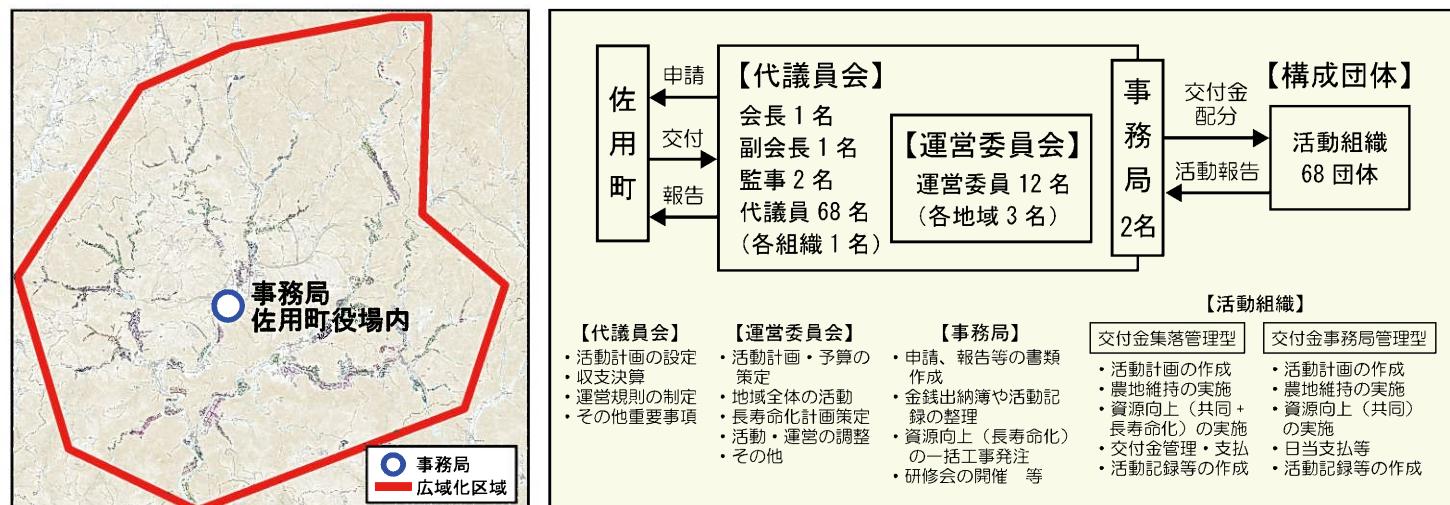
それはどこも一番の課題です。だけどそこで反対に問い合わせたい。活動する人がいないからといって、集落が廃れていいのかと。80代は80代で、女性は女性でできることがあります。無理にあれこれ強要するではなく、各自ができることをすれば、それが輪になってつながっていく。草刈りだって一人でやると長く感じますが、集落の者何人かでわいわいやると、いつのまにか終わっていたりする。そういうところを一生懸命説いていくことです。集落の人はその気になればやってくれます。

手をこまねいているより、とりあえずやってみる

- 広域化について助言等あればお願いします。

私たちも広域化が100%正解かどうかはまだわかりません。佐用町に合わない制度かもしれない。けれど、一度取り組んでみて、悪いところは修正していくべきです。何もせずに手をこまねいているわけにはいきません。しばらくすると、既存の組織は広域化のメリットがわかってくると思うので、それを未実施の集落に伝えて声をかけてほしいです。初めて多面的機能支払に取り組む集落は、本当にできるかどうかと不安に思っています。書類を提出しなきゃいけないというだけで不安だし、みんながついてきてくれるのか、という不安もあります。すでに取り組んでいる組織が、そこをもっとPRしていけたらと思います。

また、未実施集落については、私たちもまず広域組織を作つてからと考えていたので、今回は取り込めていませんが、9月を未実施集落への推進月間とし、旧町ごとに説明会を開催して参加を呼びかけています。



平成30年度 多面的機能支払活動組織アンケートより

草刈作業のアンケート結果について

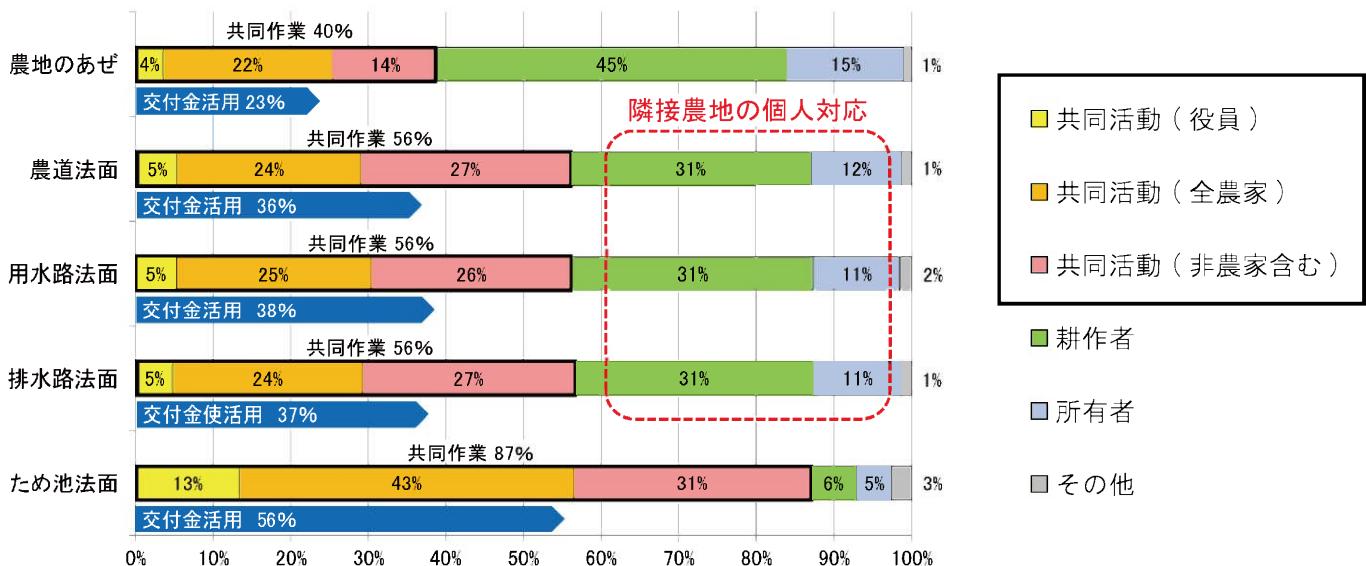


平成30年度末に活動組織を対象にアンケートを実施したところ、1,015組織の方にご回答いただきました。ご協力ありがとうございました。

ここでは、草刈についての交付金の活用状況や現状をまとめましたので報告します。

このアンケートは、組織の皆様にご回答いただいた結果を踏まえ、翌年度の推進活動（国への要望、研修会テーマ等）に役立てる大切なものです。今回ご回答いただけなかった組織の皆様も是非、ご協力を願いいたします。

1 草刈の共同作業化・交付金活用状況



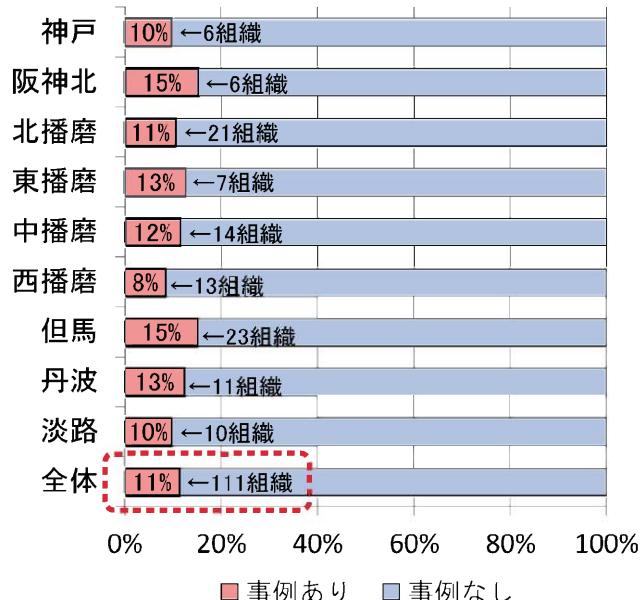
- 草刈の共同作業化が約4～9割と拡大しており、共同作業の約6割で交付金を活用しているようです。
- 農地のあぜについては、施設等の法面に比べると、共同作業の割合が低いことが伺えます。
- 共同作業の約3～5割が非農家を含んだ地域活動として拡大しています。

2 草刈隊など、地域内外から作業員を募集して作業している事例

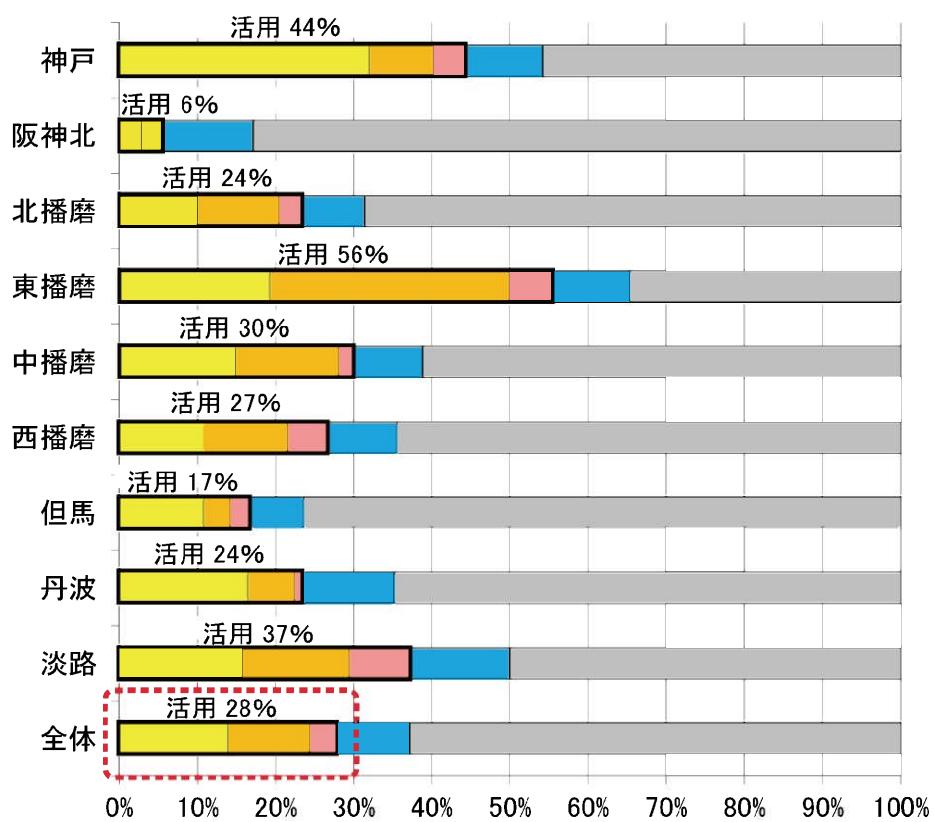
- 111組織（約1割）が交付金を活用し、非農家や地域内団体の参画、外注等による新たな草刈体制づくりを実施していることが判明しました。

【事例】

- 集落内から募集し「草刈隊」を結成（豊岡市中谷など18組織）
- 消防団など集落内団体等への委託
- 農村ボランティアの活用
- 営農組合への委託
- シルバー人材センター等への外注 等



③ 傾斜用自走刈払機（トラクターアタッチメント含む）などの所有・活用状況



- 草刈作業の省力化のため、約3割の組織が傾斜用自走刈払機等を導入・活用しています。

※導入にあたっては、リースと購入の比較等各種条件があります。詳しくは市町担当へお問い合わせください。

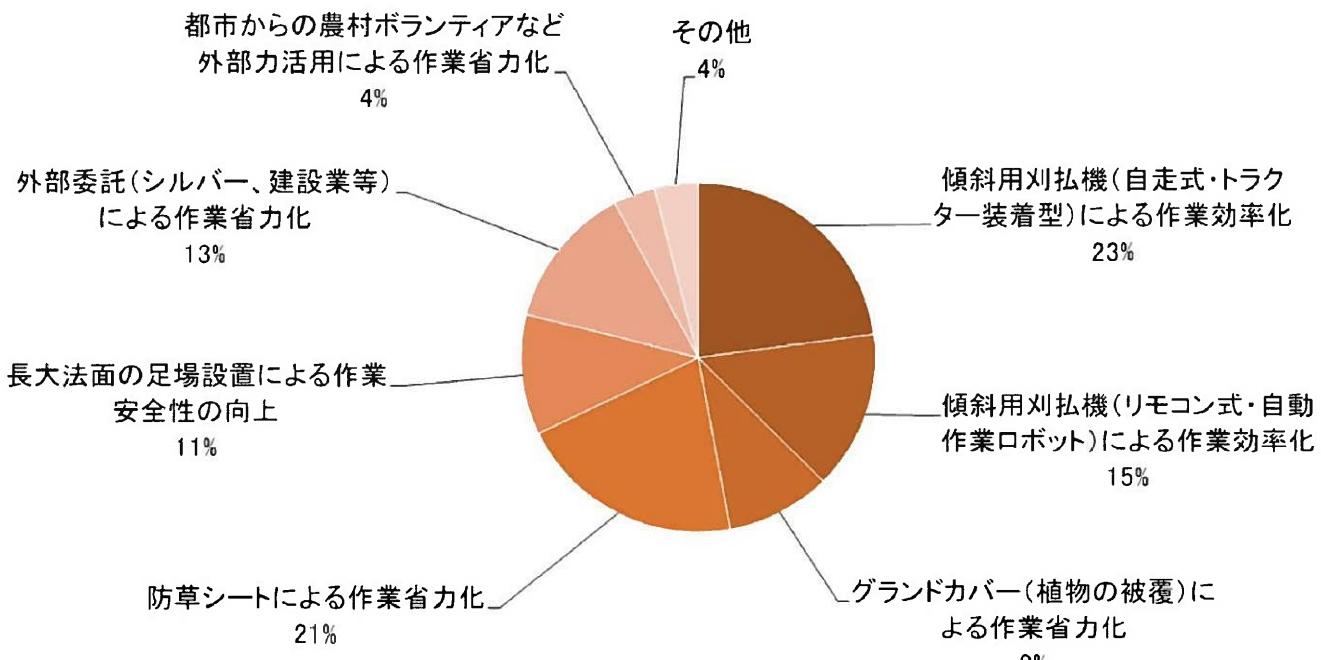
【参考】

活動組織所有台数：180台

地域内団体から借りている台数：187台

リース先：営農組合（隣接集落を含む）、認定農家、水利組合、JA、民間リース会社 他

④ 活動組織が関心を持っている草刈対策



- 機械化による作業効率化が約4割、グラウンドカバー・防草シートが約3割と関心が高いようです。

「多面的機能支払事務支援システム」のご紹介

今年度、実施状況報告書の様式が新たに見直されたことに伴い、従来のエクセルファイルを入力フォームを用いてより簡単にわかりやすく入力できるシステムを構築しました。

ここでは、その一部を抜粋してご紹介します。

なお、本システムは市町を通じて配布されますので、ご利用される場合は各市町の担当者にお問い合わせください。

「活動記録」入力画面

The screenshot shows a Microsoft Excel-based input form for activity records. At the top, there's a toolbar with file, home, insert, page layout, formula, data, review, and more. Below it is a ribbon bar with file, home, insert, page layout, formula, data, review, and more. The main area has sections for 'Actual Date' (with a dropdown menu showing dates from 1/1 to 6/2), 'Actual Content' (with a dropdown menu showing various items like 'Fertilizer application', 'Irrigation', etc.), and 'Actual Number of Participants' (with dropdowns for 'Farmers' and 'Non-farmers'). There are also sections for 'Actual Details' (with dropdowns for 'Location', 'Category', 'Type', and 'Method'), 'Remarks' (with a text input field), and a 'Registration' button.

「金銭出納簿」入力画面

The screenshot shows a Microsoft Excel-based input form for the cash receipt and payment register. It features a header with 'Actual Year', 'Actual Month', 'Actual Day', 'Actual Content', 'Actual Amount (Yen)', 'Actual Type (Yen)', 'Actual Type (Yen)', and 'Actual Date'. Below this is a table of transaction entries. A red arrow points to the 'New Registration' button at the top left.

《特徴》

- ◎「新規登録」ボタンをクリックすると、入力画面が表示されます。こちらに入力・登録することで、自動的に日付順に並び替えます。
- ◎なるべく手入力の手間が省けるよう、プルダウンの項目を増やしました。また、「削除」「修正」もボタンをクリックすることで簡単に操作できるようになりました。

「実施状況報告書」入力画面

The screenshot shows a Microsoft Excel-based input form for implementation status reports. It includes sections for 'Actual Year', 'Actual Month', 'Actual Day', 'Actual Content', and 'Actual Date'. A red arrow points to the 'New Registration' button at the top left.

The screenshot shows the same Microsoft Excel-based input form for implementation status reports, but with a red arrow pointing to the 'Import' button at the top left. This indicates that data can be imported from other sources.

| 計画 | 実施 | 備考 |
|----|----|-------------------------------|
| ○ | ○ | No4 |
| ○ | ○ | 実施日 4/9 No9 |
| ○ | ○ | 実施日 6/2 実施(予定)年度 2019年 |
| ○ | ○ | No40 12/15 |
| ○ | ○ | No33 実施地盤解消箇所 5a |
| ○ | ○ | No17 × 告げた結果、農業が守らなかったため実施 |
| ○ | ○ | No1 - |
| ○ | ○ | No18 × 告げた結果、農業が守らなかったため実施 |
| ○ | ○ | No2, No27 - |
| ○ | ○ | No34 - |

- ◎「実績取込」ボタンをクリックすると、実績が活動記録から取り込まれます。

- ◎活動計画書が本システムに入力されている場合、「計画」欄にも反映されます。



第12回 ひょうご水土里の ふるさとフォーラム

今年度は「これからのお草刈り」を考えよう！」をテーマに開催します。優良地区表彰、事例発表、パネルディスカッション等を予定しています。また、最新草刈り機の展示会も同時開催します。

お誘い合わせの上、ぜひお越しください。

とき：令和元年11月28日（木）
13:30～16:30

ところ：兵庫県公館



同時開催！



リモコン式

草刈機展示会

11:00～14:00

兵庫県多面的機能発揮推進協議会 ホームページのお知らせ

ホームページでは、交付金の申請書類、研修会やイベントのお知らせ、優良事例地区の紹介など、様々な情報を掲載しています。ぜひご覧ください。

兵庫県 多面的

検索



多面的機能支払制度の普及啓発を目的とした「のぼり旗」を作成しました。地域の方々に本制度をご理解いただき、一体感を持って取り組めるよう、活動の際にはのぼりの設置をお願いいたします。



※のぼりを道路敷地内に設置する場合は、道路管理者の許可が必要となります。また、屋外広告物として継続して設置する場合は、関係市町の条例により許可が必要な場合がありますのでご注意ください。

多面的機能支払 啓発のぼりについて



ひょうごの農業農村 写真コンテスト

写真を通じて農業・農村のあり方を考えるきっかけとなるよう、写真コンテストを実施します。

農村景観はもちろん、田植え・収穫・草刈り等の農作業、地域のイベント・伝統芸能など、活気ある農村生活の様子などを撮影して下さい。入賞者には、豪華賞品をご用意しております。たくさんのご応募お待ちしております！

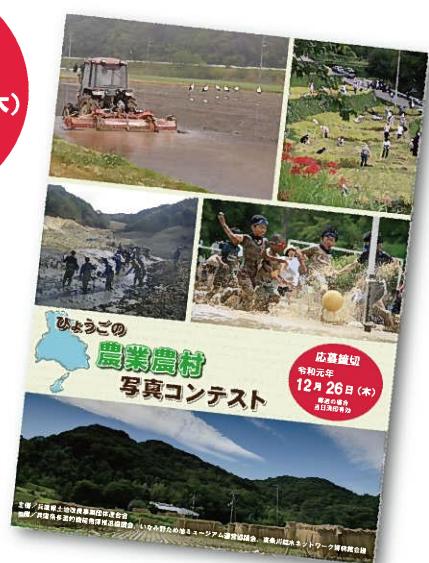
応募方法、注意事項等、詳細は「兵庫県土地改良事業団体連合会」のホームページをご覧ください。

<http://www.hdrnet.or.jp/posts/news8.html>

応募締切

令和元年
12月26日（木）

郵送の場合
当日消印有効



ため池管理保全法の制定とため池保全条例の改正

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くのため池が被災し、甚大な被害が発生していることから、ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定され、本年7月から施行されました。

兵庫県では、この法律の対象外となっている国や地方公共団体が所有し農業者が管理するため池について、県や市町が法律と同等に関われるよう、「ため池の保全等に関する条例」を改正し、法律と合わせて施行しています。

● ポイント① ため池の届出義務

- ◆ 対象 全ての農業用ため池（現在は利用していないが、貯水機能があるものは対象）
- ◆ 届出期間 令和元年7月から12月まで
- ◆ 届出内容 ため池名、所在地、所有者・管理者、住所連絡先、受益農地面積、貯水量等
- ◆ 届出手続 市町から届出書類を順次配布しますので、期間内に市町の農政窓口へ届出

● ポイント② 特定(農業用)ため池の指定

- ◆ 指定対象 決壊した場合に、人命や農地・農業用施設に被害を及ぼすおそれがあるので、次のアからエのいずれかに該当するため池
 - ア 決壊による浸水想定区域に、住宅等（住宅又は学校・病院・福祉施設・道路等の公共施設）があるもの（貯水量5,000m³未満は別にため池からの距離基準あり）
 - イ ため池が土砂災害警戒区域等にあり、決壊により人命等に被害のおそれがあるもの
 - ウ 受益農地が5,000m²以上で、浸水想定区域に農地又は農業用施設があるもの
 - エ 浸水想定区域に不特定多数が利用する施設があり、市町長からの申出があるもの
- ◆ 指定時期 令和元年7月、12月、令和2年3月頃に順次指定予定
- ◆ 指定ため池 兵庫県ホームページに掲載

[ため池の保全等に関する条例 特定ため池](#) [検索](#)

● ポイント③ 防災工事の届出義務・形状変更行為の許可申請

- ◆ 対象 特定（農業用）ため池
- ◆ 防災工事の届出
 - ア 対象工事 決壊を防止するために行う工事（放流施設の設置、ため池貯水機能の廃止等）
 - （対象外：堤体・洪水吐・取水施設の修繕、災害復旧、土地改良法に基づく工事等）
 - イ 届出者 特定（農業用）ため池の管理者又は所有者
 - ウ 届出時期・届出先 工事に着手する30日前までに各市町農政窓口へ
- ◆ 形状変更行為の許可申請
 - ア 対象行為 ため池の機能の保全に影響を及ぼす行為（特定ため池指定以後に着手）
 - 堤体の掘削（管の埋設、建柱等）、堤体上への盛土（道路設置等）、竹木の植栽、池底の掘削、
 - 取水施設の設置、太陽光発電施設の固定のための堤体又は池底への杭の打設
 - （対象外：補修・修繕、池底堆積土の浚渫、防護柵設置、非常時の応急措置等）
 - イ 申請者 形状変更行為を行う者
 - ウ 申請先 兵庫県各県民局土地改良事務所（センター）・阪神北農林振興事務所

各市町農政（ため池担当）窓口、兵庫県農政環境部農村環境室（電話：078-362-3432）